

北海道帯広保健所「栄養成分表示の店」(ヘルシーレストラン)推進事業実施要領

(目的)

第1条 近年、外食機会の増大に伴い、外食料理に含まれる栄養成分の情報の重要性が高まっており、住民自らが栄養面からの健康管理を行うためには、適切な栄養情報を得る必要がある。

そこで本事業は、十勝健康計画21の改訂版に基づき、「栄養成分表示の店」の登録を推進することにより、住民の外食及び食品摂取において、健康管理上の適切な選択を支援し、住民の健康づくりに資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 帯広保健所及び北海道保健福祉部保健医療局健康推進課とし、各関係機関及び各関係団体と連携を図り、事業を推進する。

(定義)

第3条 「栄養成分表示の店」とは、外食料理店、調理店及びコンビニエンスストア等(以下「外食料理店等」という。)が継続して3メニューの栄養成分表示等を実施し、その内容が適正であると確認できた店とする。

(対象)

第4条 この事業の対象は、帯広保健所管内の外食料理店等とする。

(事業の内容)

第5条 実施主体は、第1条の目的を達成するために、外食料理店等への登録推進とともに住民への登録店に関する情報提供を行うものとする。

(栄養成分表示の店の登録)

第6条 「栄養成分表示の店」として登録し、また、登録を継続する場合は、次に掲げる基準を満たすものとする。ただし、健康増進法第31条「栄養表示基準」に該当するものは、同法により表示を行うものとする。

- (1) 熱量を必ず3メニュー表示すること。また、出来るだけ、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量等の栄養成分表示を行うこと。
- (2) 「健康に配慮したメニュー基準」(別表)に適合した「健康に配慮したメニュー」を表示する場合は、必ず熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量の量を表示すること。
- (3) 前号で規定する表示項目以外に、「おすすめメニュー」の基準において各メニューで基準が定められている栄養成分(カルシウム、鉄、食物繊維)、及び野菜の量について表示すること。

(届出)

第7条 表示を行う外食料理店等は、「栄養成分表示の店」届出書(様式1)に届出メニュー3品の栄養算定表と栄養成分表示例(写)を添付し、帯広保健所長または北海道保健福祉部保健医療局健康推進課長(以下「健康推進課長」という。)に提出する。

(登録店へのステッカーの交付)

第8条 届出内容が適正である場合は、次のとおりステッカーを交付する。

(1) 新たに「栄養成分表示の店」として登録した場合は、登録番号を付けるとともにステッカー(登録証明書)を交付する。

なお、登録番号の頭には保健所名を付すこととする。(帯広第1号)

(2) 登録店のうち、「健康に配慮したメニュー」を提供する外食料理店等に対しては、「健康に配慮したメニュー」提供店のステッカー表示を許可する。

(変更)

第9条 「栄養成分表示の店」登録店は、届出メニューの変更があるときは、変更の届出(様式2)に、栄養算定表と栄養成分表示例(写)を添付し、帯広保健所長または健康推進課長に提出する。

(ステッカーの再交付)

第10条 第8条に基づき交付したステッカーを紛失、または破損し、再交付を希望する場合は、再交付願い書(様式3)を帯広保健所長または健康推進課長に提出する。

(登録の取り消し)

第11条 「栄養成分表示の店」の登録を取り消すときは、登録の取り消しの届出(様式4)にステッカー(登録証明書)を添付し、帯広保健所長または健康推進課長に提出する。

(助言等)

第12条 帯広保健所及び健康推進課の管理栄養士は、外食料理店等に対して栄養成分表示に関する助言・指導を行うことができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は帯広保健所長が別に定める。

附則 この要領は、平成15年1月8日から施行する。

一部改正 平成19年1月17日